

## 一般社団法人 中部地区しろあり対策協会 入会規定

第1条 入会しようとする者は、以下の適格基準に該当するものでなければならない。

### (1) 登録施工業者会員

ア 防除施工を行う事業所毎に、専任のしろあり防除施工管理責任者（以下「管理責任者」という）を置き、当該事業所のある県毎に事業所の登録を行う。但し、管理責任者はしろあり防除施工士（以下「防除士」という）の資格を取得後、3年以上の実務経験を有する者から選任する。

イ 本会において防除施工を行う事業として登録された事業所（以下、「登録事業所」という）の現場に携わる技術者、技能者2名につき1名の防除士を置く。

ウ 登録事業所毎に法令に定めるところによる危険物取扱者及び有機溶剤作業主任者等を置く。

エ 登録事業所の薬剤を貯蔵する施設（以下「貯蔵庫」という）は、建築基準法、消防法並びに毒物及び劇物取締法に準ずる整備がされていると共に下記の条件を満たしていること。

- ① 貯蔵庫は専用の物で、面積3.3㎡（1坪）以上あり、鍵のかかる設備等のある不燃構造の施設であること。
- ② 貯蔵庫から薬剤が外部へ飛散し、漏れ、しみを出し若しくは流れ出等を防ぐのに必要な措置を講じていること。
- ③ 貯蔵庫から薬剤が外部へ飛散し、漏れ、しみを出し若しくは流れ出等が起きた場合には、分解剤等で緊急の措置ができるようにしていること。
- ④ 規定の消火器を備えていること。
- ⑤ 引火性の薬剤と可燃物は防火壁で区画していること。

オ 登録事業所の器材格納施設は面積3.3㎡（1坪）以上であること。

カ 登録事業所において、防除作業に用いる器材器具は専用のものを使用していること。

キ 防除施工中の事故に備えるために、登録事業所において賠償責任保険に加入していること。

ク 登録事業所において、労働災害保険に加入していること。

ケ 登録事業所の所在する地域の連携団体に所属していること。但し、所在地を管轄する連携団体が無い地域においてはこの限りでない。

### (2) 防除薬剤製造・販売業者会員

ア 消防法に基づく危険物施設の許可を受けていること。但し、同法に基づく製造又は販売を行っていない場合はこの限りでない。

イ 毒物及び劇物取締法に基づく製造又は販売の登録を受けていること。但し、同法に基

づく製造又は販売を行っていない場合はこの限りでない。

ウ 危険物取扱者又は毒物劇物取扱者などの資格者がいること。但し、関連する法に基づく製造又は販売を行っていない場合はこの限りではない。

エ 環境汚染防止措置がとられていること。

(3) 防蟻・防腐材料製造業者会員

ア 消防法に基づく危険物施設の許可を受けていること。但し、同法に基づく製造又は販売を行っていない場合はこの限りではない。

イ 毒物及び劇物取締法に基づく製造又は販売の登録を受けていること。但し、同法に基づく製造又は販売を行っていない場合はこの限りでない。

ウ 危険物取扱者又は毒物劇物取扱者などの資格者がいること。但し、関連する法に基づく製造又は販売を行っていない場合はこの限りではない。

エ 環境汚染防止措置がとられていること。

2 次の各号の一に該当する者（法人にあっては業務を行う役員を含む）は正会員になることができない。

(1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けた者又は当該審判の取消があったときから2年を経過していない者。

(2) 禁固以上の刑に処せられた者又は当該刑の執行が終わったときから2年を経過していない者。

(3) 過去2年以内に消費者と重大なトラブルを起こしている者。

(4) 本会が審査した結果、非論理的行為又は反社会的行為を行う又は行うおそれがあると認められるもの等、社会通念に照らして好ましくないと判断したとき。但し、正会員とすることができない相当な理由を付さなければならない。

(5) 本会を除名され、満2年を経過しない者。

第2条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書と定められた添付書類を添え、各県支部を経由して理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。又、同時に、公益社団法人日本しろあり対策協会に入会を希望する者の申込書は、適否の判断に資する書類を添え、公益社団法人日本しろあり対策協会の会長に提出するものとする。

第3条 定款第7条に基づく入会金は、次のとおりとする。

一 正会員

(1) 登録施工業者会員 50,000円

(2) 防除薬剤製造・販売業者会員 50,000円

(3) 防蟻・防腐材料製造業者会員 50,000円

(4) 個人会員 10,000円

二 賛助会員 10,000円

三 名誉会員 0円

第4条 定款第7条に基づく会費は、次のとおりとする。

一 正会員

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| (1) 登録施工業者会員      | 30,000円 |
| (2) 防除薬剤製造・販売業者会員 | 30,000円 |
| (3) 防蟻・防腐材料製造業者会員 | 30,000円 |
| (4) 個人会員          | 10,000円 |

二 賛助会員 10,000円

三 名誉会員 0円

第5条 入会を希望する者が提出する入会申込書及び必要な書類は次のとおりとする。

一 登録施工業者会員

- (1) 登録施工業者会員入会申込書
- (2) 登記簿謄本及び定款（法人登記でない場合は代表者の戸籍抄本及び身分証明書）並びに事業届けの写（称号及び事業届の写）
- (3) 誓約書
- (4) 事業所の平面図及び写真
- (5) 薬剤を貯蔵する施設の平面図及び構造図面並びに写真
- (6) 器材格納施設の平面図及び構造図面並びに写真
- (7) しろあり防除施工管理責任者（以下「管理責任者」という）の資格を証する書類の写
- (8) 防除士の登録証の写
- (9) 危険物取扱者免状の写
- (10) 特定化学物質等作業主任者又は毒物劇物取扱者、有機溶剤作業主任（以下「特定化学物質等作業主任者」という）いずれか一つの免状の写
- (11) 賠償責任保険証券の写
- (12) 労働保険に加入していることを証明する書類（労働保険概算・増加概算確定保険料申告書並びに納付書・領収書）の写

二 防除薬剤製造・販売業者会員

- (1) 防除薬剤製造・販売業者会員入会申込書
- (2) 登記簿謄本及び定款の写
- (3) 消防法に基づく危険物施設の許可書の写
- (4) 毒物及び劇物取締法に基づく製造又は販売の登録票の写
- (5) 危険物取扱者又は毒部劇物取扱者の免状の写
- (6) 工場の概要並びに製造設備及び格納施設の平面図
- (7) 環境汚染防止措置の概要

三 防蟻・防腐材料製造業者会員

(1) 防蟻・防腐材料製造業者会員入会申込書

(2) 前号の(2)から(7)までに定めるものを準用する

四 個人会員

(1) 個人会員入会申込書

五 賛助会員

(1) 賛助会員入会申込書

2 入会申請に関する事項に変更が生じた場合は、その変更が生じた日から1ヶ月以内に本会に変更内容を届けなければならない。

附 則

この規定は、法人成立の日から施行する。

**附 則**

**この規定は、平成25年2月15日から施行する。**